

市原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1.概要

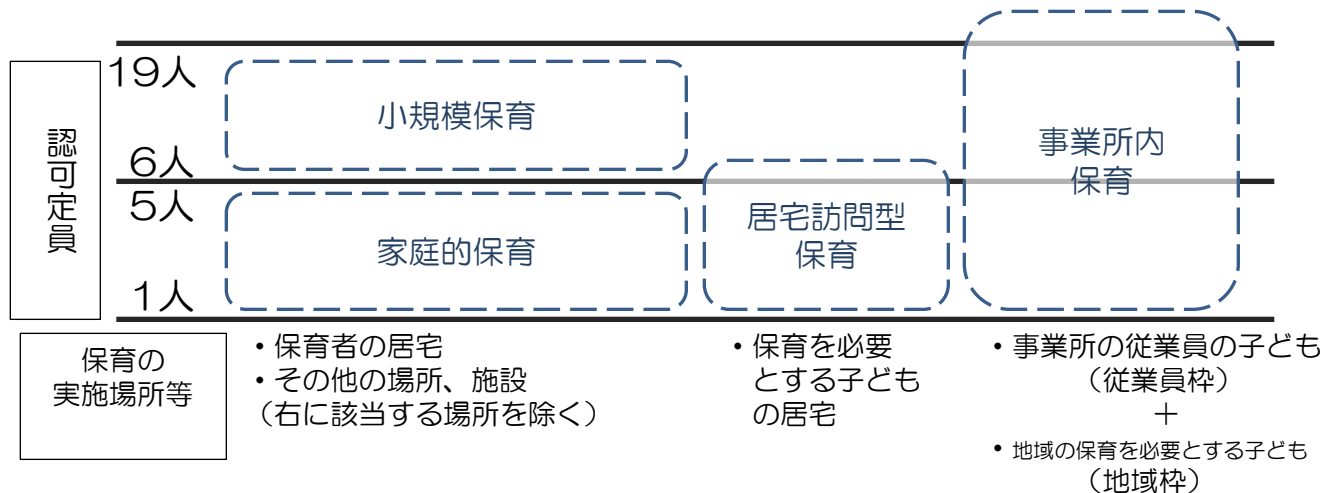
子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けたうえで、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

⇒認可する際の基準として、条例を定めます。

○地域型保育事業

- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。）

《イメージ》



2.条例制定の根拠

- 児童福祉法 第34条の16

「市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。」

児童福祉法に上記のとおり規定されており、
全市町村が基準に関する条例を制定する必要があります。

⇒市条例（案）は、資料4-2のとおり

※ここでいう児童福祉法とは、新制度施行に伴い改正となるものです。
（改正予定日：平成27年4月1日）

3.国が示した基準（厚生労働省令）

- 平成26年4月30日に「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。）が公布されました。

4.「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

• 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない内容であり、当該基準に従う範囲内であれば地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることはできません。

（児童福祉法第34条の16第2項に規定）

①家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

②家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

• 参酌すべき基準

市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準。

資料4-2でお示ししている条例（案）において、「参酌すべき基準」に該当する部分を網掛けとしています。

5. 条例の内容

① 従うべき基準について

- ・ 前述のとおり、従うべき基準については、厚生労働省令と異なる内容を定めることはできません。

このため、内容を確認し、市条例の文章とするため表現を変更している部分がありますが、内容は厚生労働省令の基準どおりとしています。

② 参酌すべき基準について

- ・ 本市の実情に厚生労働省令と異なる内容を定める特段の事情や特性はないことから、市条例の文章とするため表現を変更している部分がありますが、内容は厚生労働省令の基準どおりとしています。

6.参酌すべき基準と現行基準

第1章 総則

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
家庭的保育事業者等の一般原則	<p>第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>【条例】</p> <p>第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
家庭的保育事業者等と非常災害	<p>第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。</p>	<p>【条例】</p> <p>第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならない。</p>
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	<p>第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p>第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	<p>第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
<p>他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準</p>	<p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>	<p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りではない。</p>
<p>衛生管理等</p>	<p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適切に行わなければならない。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）				
<p>利用乳幼児及び職員 の健康診断</p>	<p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続きをとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	<p>第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1128 761 1875 803"> <tr> <td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康の記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置若しくは助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続きをとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断					
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
家庭的保育事業所等 内部の規程	<p>第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	<p>第18条 児童福祉施設においては、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>1 入所する者の援助に関する事項</p> <p>2 その他施設の管理についての重要事項</p>
家庭的保育事業所等 に備える帳簿	<p>第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	<p>第19条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>
苦情への対応	<p>第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>第21条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

第2章 家庭的保育事業

項目	市条例（案）	現行基準（条例等）
設備の基準	<p>第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2)前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。 (3)乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 (4)衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5)同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。 (6)前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。 (7)火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	<p>児童福祉法施行規則において、基準を定めているため、県条例による基準なし。 児童福祉法施行規則第36条の38 4 保育を行う場所は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「居宅等」という。）で実施するものとする。 イ 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ロ イに掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数の1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。 ハ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ニ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ホ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。 ヘ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>
保育時間	<p>第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。</p>	<p>児童福祉法施行規則第36条の38 5 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、市町村が定めること。</p>
保護者との連絡	<p>第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>児童福祉法施行規則第36条の38 7 市町村は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

第3章 小規模保育事業 第2節 小規模保育事業A型

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
設備の基準	<p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>	<p>【分園に近い類型のため、基準は条例の内保育所と同様とする。】</p> <p>第45条 保育所の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>3 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>4 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある当該保育所の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>5 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>6 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>7 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のイ、ロ及びへに、保育室等を3階以上に設ける建物は次のロからチまでに該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第102号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）			現行県基準（条例等）		
設備の基準 （続き）	階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	2階	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
設備の基準 （続き）	<p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	<p>(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式であるものが設けられていること。</p> <p>(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等の内装及び備品で可燃性であるものについて防災処理が施されていること。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

第3章 小規模保育事業 第3節 小規模保育事業B型

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
設備の基準	<p>第32条において第28条を準用することとしているため、設備に関する基準は、前述の小規模保育事業A型と同様となる。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業B型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p>	<p>小規模保育事業B型は、小規模保育事業A型（保育所分園に近い類型）と小規模保育事業C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）の中間的な類型となっているため、現行制度における事業・施設で近いものがはっきりしていないため、参考として、「県における認可外保育施設指導監督基準」を示す。</p> <p>2 保育室等の構造設備及び面積</p> <p>(1)乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。</p> <p>(2)保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3)乳児（概ね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。</p> <p>(4)保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。</p> <p>(5)便所には、手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。</p> <p>便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

第3章 小規模保育事業 第4節 小規模保育事業C型

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
設備の基準	<p>第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7)保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。</p>	<p>基本的には、家庭的保育事業を複数人で実施するイメージのため、家庭的保育事業の基準を示す。（9ページと同内容）</p> <p>児童福祉法施行規則において、基準を定めているため、県条例による基準なし。</p> <p>児童福祉法施行規則第36条の3 8</p> <p>4 保育を行う場所は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「居宅等」という。）で実施するものとする。</p> <p>イ 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>ロ イに掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数の1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。</p> <p>ハ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。</p> <p>ニ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>ホ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p> <p>ヘ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

第4章 居宅訪問型保育事業

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）
設備及び備品	第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	現行制度では、同様の事業がないため、基準なし。

第5章 事業所内保育事業

項目	市条例（案）	現行県基準（条例等）																										
利用定員の設定	<p>第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	現行制度では、基準なし。
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1人以上5人以下	1人																											
6人以上7人以下	2人																											
8人以上10人以下	3人																											
11人以上15人以下	4人																											
16人以上20人以下	5人																											
21人以上25人以下	6人																											
26人以上30人以下	7人																											
31人以上40人以下	10人																											
41人以上50人以下	12人																											
51人以上60人以下	15人																											
61人以上70人以下	20人																											
71人以上	20人																											

6.参酌すべき基準と現行基準

第5章 事業所内保育事業

項目	市条例（案）	現行基準（条例等）
<p>保育所型事業所内保育事業所の設備の基準</p>	<p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3)ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(4)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5)満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8)保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p>	<p>現行制度では、事業所内保育施設には、雇用保険法施行規則第116条の規定に基づく、両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成）の対象となる施設の構造・設備についての要件がある。この他、認可外保育施設指導監督基準に準ずることとされている。</p> <p>【助成金の案内】</p> <p>①乳児室、保育室、調理室、便所があること。</p> <p>②1人当たりの面積は、乳児室1.65㎡以上、保育室1.98㎡以上であること。</p> <p>③乳児室は、保育室など他の区画と壁、パーテーションその他有効なフェンスなどのより区画され、かつ、乳幼児が自ら容易に入室できない構造であること。</p> <p>④乳児室、保育室は、採光、換気が確保されていること。</p> <p>⑤便所には手洗設備があり、乳児室、保育室、調理室と壁で区画されていること。</p> <p>⑥便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。</p> <p>⑦消火用具、非常口（通常の出入口の他に設置されていること）、その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>乳児室、保育室を2階以上に設ける建物の場合は、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準などの要件に適合すること。</p>

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行基準（条例等）																									
<p>保育所型事業所内保育事業所の設備の基準 (続き)</p>	<p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="382 382 1089 988"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4階以上の階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td> </tr> <tr> <td>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	2 待避上有効なバルコニー	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	<p>【県認可外保育施設指導監督基準】 2 保育室等の構造設備及び面積 (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。 (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 乳児（概ね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。 (4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。 (5) 便所には、手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。 便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。</p>
階	区分	施設又は設備																									
2階	常用	1 屋内階段																									
		2 屋外階段																									
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																									
		2 待避上有効なバルコニー																									
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																									
		2 屋外階段																									
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																									
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																									
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																									
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																									
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）																									
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路																									
3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																											

6.参酌すべき基準と現行基準

項目	市条例（案）	現行基準（条例等）
<p>保育所型事業所内保育事業所の設備の基準 （続き）</p>	<p>エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	